

母子父子寡婦福祉資金のお知らせ

～母子家庭、父子家庭、寡婦のみなさんの生活の安定、子供の福祉を図るために
無利子で各種資金の貸付を行っています～

○ 貸付を受けられる方は

- 20歳未満の児童を扶養している、配偶者のいない女子又は男子
 - 20歳未満の父母のいない児童
 - かつて母子家庭の母であった方（現在、児童が20歳以上になっている方）
 - 40歳以上の配偶者のいない女子であって、現に児童を扶養していない方
- ※ 租税等の滞納がある場合や、既に他の貸付制度を利用している場合対象外となることがあります。

○ 所得による貸付の制限

40歳以上の配偶者のいない女子及び現に扶養する子等のいない寡婦の場合は、前年度の所得額が203万6,000円を超えるときは、原則として貸付は受けられません。

○ 償還金

償還にあたっては、年賦、半年賦又は月賦のいずれかの償還方法を選ぶことができます。

【母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金一覧表】

(令和7年4月1日現在)

資金名	貸付対象等	貸付金の限度額(円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間(最長) ※据置期間経過後	利子	添付書類	
事業開始	母又は父 寡婦 母子・父子福祉団体	事業(洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	3,580,000	一括貸付	貸付の日から 1年間	7年以内	無利子 (又は年1.0%)	事業計画書(様式第6号)
		(団体)	5,370,000					
事業継続	母又は父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業(母子・父子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,790,000	一括貸付	貸付の日から 6ヶ月間	7年以内	無利子 (又は年1.0%)	・事業状況調査(様式第7号) ・事業計画書(様式第6号)
技能習得	母又は父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(例: 訪問介護(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】月額 68,000	習得期間中 5年以内 一括貸付	習得期間満了後 1年間	20年以内	無利子 (又は年1.0%)	技能習得先で発行する在籍証明書
			【特別】一括(12ヶ月相当) 816,000 (自動車運転免許習得の場合) 460,000					
修業	児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	【一般】月額 68,000 ※修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算した額。 (自動車運転免許習得の場合) 【特別】460,000	習得期間中 5年以内 一括貸付	習得期間満了後 1年間	20年以内	無利子	技能習得先で発行する在籍証明書 児童扶養手当相当額を加算する場合は児童扶養手当資格喪失通知書及び年金の資格喪失を明らかにできる書類 高等学校長の許可書(様式第5号)(学校の様式で可)
			【一般】 110,000 (通勤のための自動車購入費用を含めた場合) 【特別】 340,000	〃	貸付の日から 1年間	6年以内	無利子 (又は年1.0%) (児童の場合無利子)	就職決定通知書の写し 又は就職を証明する書類
就職支度	母又は父 児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	【一般】 110,000	〃	〃	〃	無利子 (又は年1.0%) (児童の場合無利子)	就職決定通知書の写し 又は就職を証明する書類
			(通勤のための自動車購入費用を含めた場合) 【特別】 340,000					
医療介護	母又は父 児童、寡婦 母又は父、寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000	〃	医療・介護を受ける期間満了後 6ヶ月以内	5年以内	無利子 (又は年1.0%)	・医師又は歯科医師の概算医療費等を記載した診断書 ・あん摩・マッサージ等の施術者が発行する施術料の見積書 介護利用者負担額等記載の書類の写し
			特別 480,000					
生活	母又は父 寡婦	知識技能を習得する期間中の生活を維持するために必要な資金 医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するために必要な資金	【技能習得期間中】 月額 141,000 (生計中心者でない場合) 月額 78,000	習得期間中 5年以内	知識技能習得期間満了後6ヶ月間	20年以内	無利子 (又は年1.0%)	技能習得資金と同じ書類 【併用の場合】知識技能を習得する期間又は医療介護を受けている間に給与が支給されないことを明らかにできる書類(勤務先の証明)等
			【医療介護期間中】 月額 114,000 (生計中心者でない場合) 月額 78,000					
生活	母又は父 寡婦	母子家庭・父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続するために必要な資金 ※2,738,000円を限度とする。	【生活安定期間中】 月額 114,000 (生計中心者でない場合) 月額 78,000 養育費取得のための裁判費用の場合(12ヶ月相当) 1,368,000	〃	母子(父子)家庭となって7年を経過するまでの期間中(3ヶ月以内)	生活安定貸付期間満了後6ヶ月	8年以内	・配偶者のない女子(男子)となっている期間を明らかにする書類 ・借受期間中に係る生活安定(収支見込)のための申立(計画)等 ・弁護士への委任状 ・訴訟提起に係る証明書等
			【失業期間中】 月額 114,000 (生計中心者でない場合) 月額 78,000					
生活	母又は父 寡婦	失業している期間中離職の日から一年を超えない範囲の間の生活を安定・継続するのに必要な資金	【失業期間中】 月額 114,000 (生計中心者でない場合) 月額 78,000	〃	離職した日の翌日から1年以内	失業貸付期間満了後6ヶ月	5年以内	公共職業安定所長が交付する受給資格者証、又は退職辞令等の離職等を証明することができる書類。
			【生活安定期間中】 月額 114,000 (生計中心者でない場合) 月額 78,000 養育費取得のための裁判費用の場合(12ヶ月相当) 1,368,000					
生活	母又は父 寡婦	家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで所得が減少した者に対する必要な生活補給資金	児童扶養手当に準拠した額(全額支給の額)の範囲内(上限46,690)	原則3ヶ月以内	〃	家計急変貸付期間満了後6ヶ月	10年以内	家計急変の前後における養育費、給与明細、帳簿、通帳等の収入額がわかる資料等
			【失業期間中】 月額 114,000 (生計中心者でない場合) 月額 78,000					
住宅	母又は父 寡婦	住宅の建設、購入、補修、保全、改築、又は増築をするのに必要な資金	通常の場合 1,500,000	一括貸付	貸付の日から 6ヶ月間	6年以内	無利子 (又は年1.0%)	・建設、購入、補修、改築又は増築計画書 ・同見積書 ・住居が他人の所有に属する場合は所有者の承諾書
			災害等による増改築及び住宅建設・購入の場合 2,000,000					
転宅	母又は父 寡婦	住宅を移転するための住宅の借借に際し必要な資金	260,000	一括貸付	貸付の日から 6ヶ月間	3年以内	無利子 (又は年1.0%)	・住宅の賃借契約書の写し ・敷金、前家賃等の一時金を必要とする証明書
結婚	母又は父 寡婦	児童又は寡婦が扶養している20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	330,000	一括貸付	貸付の日から 6ヶ月間	5年以内	無利子 (又は年1.0%)	・結婚予定を証明する書類 ・物品購入見積書

○ 貸付申請の手続(申請に必要な書類等)

- 共通する添付書類
 - (1) 申請者及び児童又は子の戸籍謄本と住民票(世帯全員の本籍と続柄が入っているもの)の写し
 - (2) 母子福祉資金等借受者資格証明(様式第2号)、寡婦福祉資金借受資格証明(様式第3号)又は配偶者のいない女子・男子であることを確認できる書類(児童扶養手当証書の写しでも可。)
 - (3) 保証書(様式第4号)
 - (4) 申請者が児童の場合・・・貸付申請同意書(様式第5号)
- 資金の種類により、下記一覧表の「添付書類」欄に記載されている書類
- 子のない寡婦については、前年の所得を証明する書類
- その他、広域振興局長が必要と認める書類

○ 保証人

原則として、次の要件を備えている保証人が必要です。

- 1 独立して生計を営んでおり、申請者より収入が高いこと。
- 2 県内に1年以上居住し、かつ原則として申請者と同一の広域振興局所管区域内に居住していること。
- 3 60歳未満の親族であること。親族以外の場合や貸付残高が300万円を超える場合は保証人は2人とする。

※上記の要件に満たない場合は広域振興局へご相談ください。

